

# 座間味村過疎地域持続的発展計画

計画期間：令和 8 年度～令和 12 年度

沖縄県座間味村



# 目次

|    |                                       |    |
|----|---------------------------------------|----|
| 1  | 基本的事項 .....                           | 1  |
| 2  | 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成 .....             | 12 |
| 3  | 産業の振興 .....                           | 15 |
| 4  | 地域における情報化 .....                       | 21 |
| 5  | 交通施設の整備、交通手段の確保 .....                 | 23 |
| 6  | 生活環境の整備 .....                         | 27 |
| 7  | 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進 .....     | 31 |
| 8  | 医療の確保 .....                           | 34 |
| 9  | 教育の振興 .....                           | 36 |
| 10 | 集落の整備 .....                           | 40 |
| 11 | 地域文化の振興等 .....                        | 42 |
| 12 | 再生可能エネルギーの利用の推進 .....                 | 42 |
| 13 | その他地域の持続的発展に関し必要な事項 .....             | 43 |
|    | 事業計画（令和8年度～12年度） 過疎地域持続的発展特別事業分 ..... | 44 |

# 1 基本的事項

## (1) 座間味村の概況

### ア 座間味村の自然、歴史的、社会的概要

座間味村は沖縄本島那覇市から西方約 40 km の慶良間諸島の西半分を占める全体面積 16.74 km<sup>2</sup> の島嶼群である。

村を構成する主な島は、有人島である座間味島・阿嘉島・慶留間島の 3 島と慶良間空港のある外地島、並びに無人島の久場島・屋嘉比島・安室島・安慶名敷島・嘉比島の 5 島を合わせた 9 島である。本村の島々は太古の山岳地帯が沈降して形成されたといわれ、各島々は山地形が発達している。これらの山林・原野によって村土の約 9 割近くが占められているため、集落は海岸線に面した平坦地に立地している。また島々の海岸線は、概して北側は切り立った断崖から成り、南側は浅瀬の砂浜を抱えている。高台から眺める各島々の自然景観は変化に富み風光明媚で景観地としての評価が高く、1978 年（昭和 53 年）には沖縄県海岸国定公園に指定されている。

また、亜熱帯海洋性気候帯にあって、陸域は数多くの自生植物と国指定天然記念物ケラマジカの生息がみられ国内でも特異な生態系を有する地域である。周辺海域は高密度にサンゴ礁が発達する美しい海中景観を呈し、ザトウクジラの繁殖海域であることや変化に富んだ多島海景観が高く評価され、2014 年（平成 26 年）3 月、隣村の渡嘉敷村とともに慶良間諸島国立公園に指定された。

本村は「おもろそうし」第 13 に「ざまみたび」と出てくるところから古琉球時代から「ざまみ」と呼ばれていたことがわかる。また、地理的な利便性を生かして唐船貿易の中継地としての役割を担っていた。1669 年から 1713 年の間に座間味間切となり、その後幾度かの制度改革後、1908 年（明治 41 年）の特別町村制の施行により座間味村となる。

戦後の 1945 年（昭和 20 年）に座間味・渡嘉敷・渡名喜の 3 村を一つにする慶良間列島制度が施行されるが、翌年 1946 年（昭和 21 年）に解消され再び座間味村となった。一時期は、軍政府による村長の任命制がしかれたが、1948 年（昭和 23 年）から新選挙法による村長・議会議員の選挙が行われ現在に至っている。

### イ 過疎の状況

本村の人口は昭和 35 年に 1,747 人であったが、その後の 25 年間（昭和 60 年）におよそ半数に減少した。その原因は村の主幹産業であった農業と鰹漁業がいずれも零細で生産量が低く若者には魅力のある産業ではなくなり、高収入を求めて沖縄本島へと島を離れ過疎化が進行していったためである。

このような中、これまで過疎地域振興計画（昭和 55 年度～平成元年）、過疎地域

活性化計画（平成 2 年度～平成 11 年度）、過疎地域自立促進計画（平成 12 年度～平成 27 年度）及び過疎地域自立促進計画（平成 28 年度～平成 32（令和 2）年度）、過疎地域持続的発展計画（令和 3 年度～令和 7 年度）により、村道、農道、林道の整備をはじめ水道施設、下水道施設等の生活環境の基盤設備を行った。

本村の人口は昭和 60 年以降増加に転じ、観光振興による移住者増を背景に平成 17 年に 1,077 人にまで回復したが、平成 22 年においては景気後退の影響を受け、観光客減と比例して 865 人まで減少し、県内で最も減少率が大きかった。その後、観光振興策と並行して過疎計画による公営住宅や校舎整備を行い、若い層の定住促進に努め人口減を食い止め、令和 2 年は 892 人と増加に転じた。しかし、かつてのように観光客増が安定した雇用の拡大と、移住者の大幅な増加にまで至っておらず、近年はゆるやかであるが人口減少に転じており、令和 7 年 12 月末時点の住基人口は 859 人となっている。

#### ウ 産業構造の変化等の概要

産業においては、明治期における沖縄県での本格的な鰹漁業の発祥地として知られ、戦後も漁獲高で全琉一の実績を誇っていた。本土復帰後は、他の離島と同様に過疎化が進行したが、平成に入り沖縄本島至近のスキューバダイビングのポイントとしての評価が高まり、観光を基幹産業として県外からの若い労働力を多く迎え入れてきた。しかし近年、景気の後退や若者の価値観の変化により、消費単価の高いダイバー入域が伸び悩み、観光客の数と層の変化（消費単価の低い日帰り観光客の増加等）に直面している。さらに、さらに、令和元年 12 月より猛威を振るった新型コロナウイルス感染症の影響により、入域客数は激減し、宿泊業やダイビングショップ等、観光関連の事業従事者が多い本村は経済的に大きなダメージを受け、村の財政状況も悪化した。令和 5 年 5 月に新型コロナウイルス感染症が第 5 類へ移行したことに伴い、入域客数は回復傾向を見せ、観光業を中心に本村経済は回復基調にあるものの、昨今の食料品・エネルギー価格の高騰により航路事業の運営はますます厳しい状況にあり、村の財政状況も依然として予断を許さない状態にある。

#### （２）人口及び産業の推移と動向

本村の人口を国勢調査開始期から長期的にみると、鰹漁業隆盛期の昭和 9 年においては 1,712 人であり、屋嘉比島や久場島の銅採掘に伴い人口が流入し、昭和 15 年の 2,348 人をピークに戦後は徐々に減少してゆく。昭和 35 年には 1,747 人、昭和 50 年には 869 人、昭和 55 年には 761 人と、20 年間に 986 人（56.4%）もの減少を示している。この背景には、沖縄本島中南部における米軍基地建設や、高度

経済成長期による都市への就業機会を求める者、また就学のため等、若年層を中心に離村が相次ぎ人口の大幅減少が続いていたことがある。

その後、観光産業の発展に伴い、Uターン者や若年層の定着並びに村外からのIターン者の定住等が増加し、昭和60年812人、平成2年853人、平成7年1,018人、平成17年には1,077人となった。しかし、平成20年9月のリーマンショックに端を発する経済不況の影響を受け、平成19年に86,000人であった入域観光客は平成24年に69,000人にまで減少し、もとより零細な観光事業所は経営の縮小を余儀なくされ、労働人口の流出を招いた。これにより平成22年の人口は865人と平成17年から19.7%の減となり、県内で最も減少率が高い結果となり、特に15歳から29歳の若年人口は平成17年から22年の間に150人から75人に半減した。

その後、景気の回復と慶良間諸島国立公園の指定（平成26年3月5日）を契機とする観光ブランド力の高まりにより入域客数は増加し、平成27年には初めて10万人を突破し、平成27年の人口は870人となった。令和2年の人口は892人となり、平成22年より増加基調にある。生産年齢人口は平成22年の513人から平成27年は542人と29人の増加したものの、令和2年は545人と、平成27年比で3人と微増で推移している。

また、高齢化率をみると、昭和45年の12.5%（総数1,109人、65歳以上139人）から昭和55年の24.8%までは急激に増加したが、昭和60年以降は若年層を中心とした人口増加により平成2年の26.7%までは緩やかな増加傾向を続け、平成7年25.7%、平成12年には22.6%、平成17年には20.8%と緩やかな減少傾向にあった。若年層の流出により平成22年は再び23.2%に上昇したが、生産年齢人口の増及び老年人口の減により平成27年は19.8%まで減少した。令和2年は生産年齢人口増よりも高齢人口増が上回ったため、20.96%と増加した。

今後の人口見通しについては、国勢調査による本村の人口推移をみると昭和55年の761人から平成17年には1,077人に増加したものの、平成22年以降は減少傾向にある。国立社会保障・人口問題研究所の推計では、令和32年（2050年）までに総人口は690人まで減少すると推計されており、過疎化を食い止めるためには産業振興による仕事づくりと定住促進策の両輪が必要不可欠である。

本村の就業者数は、上述の経済不況の影響を受け、平成17年から平成22年の間に18%（105人）減少したが、その後の回復により、平成22年から平成27年の間に10.7%（51人）増加、平成27年から令和2年の間に9.3%（49人）増加した。産業別人口動向をみると、令和2年実数577人のうち、産業別では第1次産業1.6%（9人）、第2次産業6.8%（39人）、第3次産業91.7%（529人）となっている。昭和35年には第1次産業が88.0%を占めており、本土復帰後急激に減少している点は他の過疎地域と同様であるが、特に第1次産業の割合が著しく低い。マリンスポーツだけでなく、食や特産品を含めて魅力的な観光地づくりが求めら

れている今、観光振興との連携により生産者の利益に結び付く第 1 次、第 2 次産業の振興を図る必要に迫られている。

表 1 - 1 (1) 人口の推移 (国勢調査)

| 区 分             | 昭和 35 年    | 昭和 40 年    |            | 昭和 45 年    |            | 昭和 50 年   |            | 昭和 55 年   |            |
|-----------------|------------|------------|------------|------------|------------|-----------|------------|-----------|------------|
|                 | 実 数        | 実 数        | 増減率        | 実 数        | 増減率        | 実 数       | 増減率        | 実 数       | 増減率        |
| 総 数             | 人<br>1,747 | 人<br>1,428 | %<br>△18.3 | 人<br>1,109 | %<br>△22.3 | 人<br>869  | %<br>△21.6 | 人<br>761  | %<br>△12.4 |
| 0 歳～14 歳        | 842        | 662        | △21.4      | 446        | △32.6      | 242       | △45.7      | 150       | △38.0      |
| 15 歳～64 歳       | 760        | 614        | △19.2      | 524        | △14.7      | 464       | △11.5      | 422       | △9.0       |
| うち 15 歳～29 歳(a) | 204        | 136        | △33.3      | 118        | △13.2      | 113       | △4.2       | 88        | △22.1      |
| 65 歳以上 (b)      | 145        | 152        | 4.8        | 139        | △8.6       | 163       | 17.3       | 189       | 16.0       |
| (a)／総数<br>若年者比率 | %<br>11.7  | %<br>9.5   | —          | %<br>10.6  | —          | %<br>13.0 | —          | %<br>11.6 | —          |
| (b)／総数<br>高齢者比率 | %<br>8.3   | %<br>10.6  | —          | %<br>12.5  | —          | %<br>18.8 | —          | %<br>24.8 | —          |

| 区 分             | 昭和 60 年   |          | 平成 2 年    |          | 平成 7 年     |           | 平成 12 年    |          |
|-----------------|-----------|----------|-----------|----------|------------|-----------|------------|----------|
|                 | 実 数       | 増減率      | 実数        | 増減率      | 実数         | 増減率       | 実数         | 増減率      |
| 総 数             | 人<br>812  | %<br>6.7 | 人<br>853  | %<br>5.0 | 人<br>1,018 | %<br>19.3 | 人<br>1,026 | %<br>0.8 |
| 0 歳～14 歳        | 159       | 6.0      | 146       | △8.2     | 214        | 46.6      | 216        | 0.9      |
| 15 歳～64 歳       | 441       | 4.5      | 479       | 8.6      | 542        | 13.2      | 578        | 6.6      |
| うち 15 歳～29 歳(a) | 88        | 0.0      | 126       | 43.2     | 160        | 27.0      | 152        | △5.0     |
| 65 歳以上(b)       | 212       | 12.2     | 228       | 7.5      | 262        | 14.9      | 232        | △11.5    |
| (a)／総数<br>若年者比率 | %<br>10.8 | —        | %<br>14.8 | —        | %<br>15.7  | —         | %<br>14.8  | —        |
| (b)／総数<br>高齢者比率 | %<br>26.1 | —        | %<br>26.7 | —        | %<br>25.7  | —         | %<br>22.6  | —        |

| 区 分             | 平成 17 年    |          | 平成 22 年   |            | 平成 27 年   |          | 令和 2 年    |          |
|-----------------|------------|----------|-----------|------------|-----------|----------|-----------|----------|
|                 | 実 数        | 増減率      | 実 数       | 増減率        | 実 数       | 増減率      | 実 数       | 増減率      |
| 総 数             | 人<br>1,077 | %<br>5.0 | 人<br>865  | %<br>△19.7 | 人<br>870  | %<br>5.8 | 人<br>892  | %<br>2.5 |
| 0 歳～14 歳        | 214        | △0.9     | 151       | △29.4      | 156       | 3.3      | 160       | 2.6      |
| 15 歳～64 歳       | 639        | 10.6     | 513       | △19.7      | 542       | 5.7      | 545       | 0.6      |
| うち 15 歳～29 歳(a) | 150        | △1.3     | 75        | △50.0      | 81        | 8        | 82        | 1.2      |
| 65 歳以上(b)       | 224        | △3.4     | 201       | △10.3      | 172       | △14.4    | 187       | 8.7      |
| (a)／総数<br>若年者比率 | %<br>13.9  | —        | %<br>8.7  | —          | %<br>9.3  | —        | %<br>9.2  | —        |
| (b)／総数<br>高齢者比率 | %<br>20.8  | —        | %<br>23.2 | —          | %<br>19.8 | —        | %<br>21.0 | —        |

表 1－1(2) 人口の見通し

※第 3 期座間味村人口ビジョンより



資料：地域経済分析システム（RESAS（リーサス））



表 1－1（3） 産業別人口の動向（国勢調査）

| 区 分               | 昭和 35 年   |  | 昭和 40 年   |            | 昭和 45 年   |            | 昭和 50 年   |            | 昭和 55 年   |           |
|-------------------|-----------|--|-----------|------------|-----------|------------|-----------|------------|-----------|-----------|
|                   | 実 数       |  | 実 数       | 増減率        | 実 数       | 増減率        | 実 数       | 増減率        | 実 数       | 増減率       |
| 総 数               | 人<br>818  |  | 人<br>639  | %<br>△21.9 | 人<br>466  | %<br>△27.1 | 人<br>383  | %<br>△17.8 | 人<br>436  | %<br>13.8 |
| 第 1 次産業<br>就業人口比率 | %<br>88   |  | %<br>82.0 | —          | %<br>43.3 | —          | %<br>47.0 | —          | %<br>46.1 | —         |
| 第 2 次産業<br>就業人口比率 | %<br>0.7  |  | %<br>1.9  | —          | %<br>25.1 | —          | %<br>18.6 | —          | %<br>14.5 | —         |
| 第 3 次産業<br>就業人口比率 | %<br>11.3 |  | %<br>16.1 | —          | %<br>31.5 | —          | %<br>56.4 | —          | %<br>39.5 | —         |

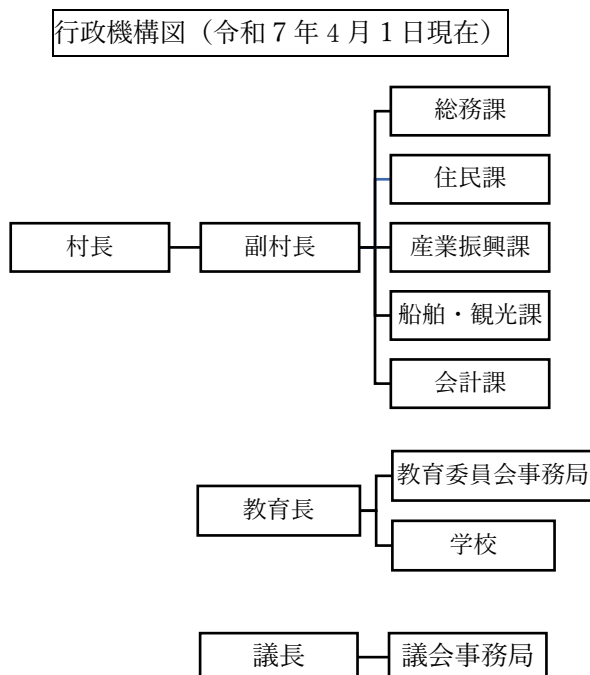
| 区 分               | 昭和 60 年   |            | 平成 2 年    |           | 平成 7 年    |           | 平成 12 年   |           | 平成 17 年   |          |
|-------------------|-----------|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|----------|
|                   | 実 数       | 増減率        | 実数        | 増減率       | 実数        | 増減率       | 実数        | 増減率       | 実 数       | 増減率      |
| 総 数               | 人<br>331  | %<br>△24.1 | 人<br>400  | %<br>20.8 | 人<br>485  | %<br>21.3 | 人<br>535  | %<br>10.3 | 人<br>582  | %<br>8.8 |
| 第 1 次産業<br>就業人口比率 | %<br>16.8 | —          | %<br>9.3  | —         | %<br>6.6  | —         | %<br>2.2  | —         | %<br>3.3  | —        |
| 第 2 次産業<br>就業人口比率 | %<br>11.6 | —          | %<br>10.3 | —         | %<br>7.2  | —         | %<br>5.2  | —         | %<br>4.3  | —        |
| 第 3 次産業<br>就業人口比率 | %<br>71.6 | —          | %<br>80.4 | —         | %<br>86.2 | —         | %<br>92.5 | —         | %<br>92.4 | —        |

| 区 分               | 平成 22 年   |            | 平成 27 年   |           | 令和 2 年    |          |
|-------------------|-----------|------------|-----------|-----------|-----------|----------|
|                   | 実 数       | 増減率        | 実 数       | 増減率       | 実 数       | 増減率      |
| 総 数               | 人<br>477  | %<br>△18.0 | 人<br>528  | %<br>10.7 | 人<br>577  | %<br>9.3 |
| 第 1 次産業<br>就業人口比率 | %<br>2.5  | —          | %<br>2.1  | —         | %<br>1.6  |          |
| 第 2 次産業<br>就業人口比率 | %<br>4.8  | —          | %<br>5.5  | —         | %<br>6.8  |          |
| 第 3 次産業<br>就業人口比率 | %<br>92.6 | —          | %<br>92.4 | —         | %<br>91.7 |          |

### (3) 座間味村の行財政状況

#### ア 行政の状況

村の行政機構は村長部局 5 課、教育委員会事務局、議会事務局で構成されている。社会情勢の変化のもと、多種多様化する住民ニーズに対応する行政管理体制を確立するため、職員 1 人 1 人の能力と技能が十分に発揮されるよう適正な職員の事務配置と資質の向上を進めていく。



#### イ 財政の状況

過去に本村は実質公債費比率において「早期健全化団体」と判定され、法律で義務付けられた「財政健全化計画」を策定し、計画に基づき各種事務事業の見直しや、財政構造の弾力化及び公債費負担の適正化を図るため、地方債の計画的な発行や地方債残高の縮減を着実に行ってきた結果、平成 23 年度決算において公債費比率 21.8%となり早期健全化団体を脱却することができた。しかしながら同比率は、令和 2 年度決算において 12.5%と県内市町村の中で最も高く、県内市町村平均 7.3%を大幅に上回る数値となっており、今後、新たな行財政需要への対応によりさらに増加に転じることが見込まれる。引き続きこれまで同様に補助金を活用した各種取組を効率的かつ効果的に行うこと、地方債の繰上げ償還等を検討し、更なる財政健全化に取り組んでいく必要がある。

このような背景を踏まえ、自主財源である地方税の収納対策を強化し、未収金の解消を図ることで徴収率の向上へ努めるとともに、公共施設使用料などの受益者負担を適正化し自主財源の確保に取り組む必要がある。さらに、ふるさと納税制度を積極的に活用・強化し、地域の特色を生かした取り組みによって自主財源の拡充を図る必要がある。

今後見込まれる事業の実施にあたっては、優先度を明確にするとともに、公共施設等総合管理計画に基づき計画的な事業執行に徹し、最小の経費で最大の成果を挙げるように努めなければならない。併せて、事務事業の徹底した見直しはもとより、基金への積立及び繰上償還を積極的に行うなど、健全かつ安定的な財政運営に努める事が必要不可欠となっている。

本村の財政状況及び各公共施設の状況は表 1－2（１）・（２）のとおりである。

表 1－2（１） 市町村財政の状況

（単位：千円）

| 区 分            | 平成 22 年度  | 平成 27 年度  | 令和 2 年度   |
|----------------|-----------|-----------|-----------|
| 歳 入 総 額 A      | 1,530,462 | 2,386,373 | 2,535,843 |
| 一 般 財 源        | 1,065,087 | 1,136,198 | 1,076,235 |
| 国 庫 支 出 金      | 138,795   | 278,161   | 681,947   |
| 都 道 府 県 支 出 金  | 64,870    | 526,886   | 305,972   |
| 地 方 債          | 60,214    | 202,287   | 267,604   |
| うち 過 疎 債       | 0         | 126,400   | 188,500   |
| そ の 他          | 201,496   | 242,841   | 204,085   |
| 歳 出 総 額 B      | 1,351,349 | 2,186,359 | 2,422,514 |
| 義 務 的 経 費      | 589,274   | 797,295   | 886,421   |
| 投 資 的 経 費      | 121,335   | 809,450   | 989,649   |
| うち普通建設事業       | 121,335   | 767,131   | 879,491   |
| そ の 他          | 640,740   | 579,614   | 546,444   |
| 過疎対策事業費        | 40,053    | 254,320   | 365,200   |
| 歳入歳出差引額 C（A－B） | 179,113   | 200,014   | 113,329   |
| 翌年度へ繰り越すべき財源 D | 2,253     | 63,452    | 25,210    |
| 実質収支 C－D       | 176,860   | 136,562   | 88,119    |
| 財 政 力 指 数      | 0.10      | 0.10      | 0.11      |
| 公 債 費 負 担 比 率  |           |           |           |
| 実 質 公 債 費 比 率  | 25.3      | 13.2      | 12.5      |
| 起 債 制 限 比 率    | —         | —         | —         |
| 経 常 収 支 比 率    | 93.1      | 95.4      | 92.2      |
| 将 来 負 担 比 率    | 140.5     | 235.6     | 147.9     |
| 地 方 債 現 在 高    | 1,646,998 | 1,225,619 | 1,258,364 |

表 1－2(2) 主要公共施設等の整備状況

| 区 分                       | 昭和 55<br>年度末 | 平成 2<br>年度末 | 平成 12<br>年度末 | 平成 22<br>年度末 | 平成 25<br>年度末 | 令和 2<br>年度末 |
|---------------------------|--------------|-------------|--------------|--------------|--------------|-------------|
| 市町村道                      |              |             |              |              |              |             |
| 改良率 (%)                   | 29.2         | 45.1        | 47.6         | 34.1         | 34.1         | 34.1        |
| 舗装率 (%)                   | 41.5         | 64.2        | 67.9         | 50.0         | 50.0         | 50.0        |
| 農道延長(m)                   |              |             |              | 1,230        | 1,230        | 1,230       |
| 耕地 1ha 当たり農道延長<br>(m)     | 84.1         | 74.6        | 60.0         |              | 308.7        | 308.7       |
| 林道延長(m)                   | 2,060        | 9,593       | 11,073       | 11,073       | 11,073       | 11,073      |
| 林野 1ha 当たり林道延長<br>(m)     | 1.5          | 7.0         | 8.3          | 8.4          | 8.4          | 8.3         |
| 水 道 普 及 率<br>(%)          | 100          | 100         | 100          | 100          | 100          | 100         |
| 水洗化率 (%)                  | —            | 3.0         | 45.0         | 90.6         | 95.2         | 96.5        |
| 人口千人当たり病院、<br>診療所の病床数 (床) | —            | —           | —            | —            | —            | —           |

#### (4) 地域の持続的発展の基本方針

本村は、3つの有人島からなる過疎地域であり、(1) から (3) で述べたとおり、様々なハンデを持つが、過疎・辺地計画等に基づき、幹線道路や上下水道及び廃棄物処理施設等の生活環境の整備、学校教育関連施設の改修、高速船買取による航路会計の経営安定化を推進するなど、過疎対策に取り組んできた。

今後、人口減少が見込まれる中において、座間味村第5次総合計画で掲げる村の将来像『豊かな自然と地域資源を愛し、人が住み・集う座間味村』を目指すため、『村民が住み心地のいい村づくり（適正な定住人口）』、『観光客がまた訪れたくなる村づくり（適正な観光客数）』を目標とし、さらに2つの目標を実現するために4つの基本方針のもと、第3期人口ビジョン・総合戦略等の各種計画に基づき、行政及び住民が一体となったむらづくりを目指す。



(5) 地域の持続的発展のための基本目標

後述する本計画に掲げる各種取組を実施し、本計画期間内に達成すべき計画全般に関わる基本目標を設定する。

**基本目標①**

| 基準値<br>(令和3年から令和6年の平均実績) | 目標値<br>(令和8年から令和12年) |
|--------------------------|----------------------|
| 生産年齢人口<br>年間5.5人の社会増     | 生産年齢人口<br>年間6人の社会増   |

※目標値＝第3期座間味村人口ビジョン・総合戦略における目標値

**基本目標②**

| 基準値<br>(令和7年)   | 目標値<br>(令和12年)                 |
|-----------------|--------------------------------|
| 入域観光客数 122,256人 | 入域観光客数 130,000人<br>(閑散期12月～3月) |

※目標値＝第3期座間味村人口ビジョン・総合戦略における目標値

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

5ヶ年という限られた計画期間の中で各施策の効果を最大化するため、必要に応じて適宜計画の見直しを行うとともに、計画終了後の令和13年度に振り返りを行い、その事業の成果（主要施策の成果として）を、村議会へ報告する。

(7) 計画期間

本計画の期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間とする。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

座間味村公共施設等総合管理計画は、今後の公共施設等の維持管理にかかるコストが大きな財政負担になることを予測して、長期的な視点からコストを縮減し、適切な公共施設サービスを継続して提供していくために公共施設等の管理に関する基本方針を定めたものである。

本村の過疎計画においても、座間味村公共施設等総合管理計画の考えに基づき、公共施設の安全性の確保や適正配置の検討による公共施設等のマネジメント等に則り計画を策定する。

## 2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

### (1) 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成の方針

離島過疎地域といった条件不利性を克服し、活力ある持続可能な地域社会を実現するためには、移住者の持続的な受け入れによる人口の社会増の拡大、地域間交流等を通じて様々なかたちで地域と関わりを持つ関係人口の創出及び地域社会の担い手となる人材の確保・育成が重要である。

座間味村に関わりのある方との関係性を強化し、関係人口の増大を図るとともに、本村の個性や文化を理解・尊重する移住者を増加・定住させるため、座間味村特有の取組や魅力を発信するとともに、受入体制を強化する。

### (2) 移住・定住・地域間交流、人材育成

#### [現況と問題点]

本村の人口は、観光産業の発展に伴い、Uターン者や若年層の定着並びに村外からのIターン者の定住等が増加し、昭和60年812人、平成2年853人、平成7年1,018人、平成17年には1,077人となったが、リーマンショックに端を発する経済不況の影響を受け、観光客の減少とともに観光事業者も減り、労働人口の流出を招いた。景気の回復と平成26年に慶良間諸島国立公園に指定された影響等により、入域客数は増加し、平成27年には初めて10万人を突破したが、人口は平成22年に865人、平成27年に870人、令和2年892人と微増の推移に留まっており、国立社会保障・人口問題研究所の推計では、令和32年(2050年)には本村の人口は690人まで減少するとされている。

将来にわたって安定的に村政運営を行っていくためには、人口(特に生産年齢人口)維持は必要条件であり、「第3期座間味村人口ビジョン・総合戦略」で目標として掲げる「2050年まで総人口800人超水準維持」の達成に向け、移住・定住や地域間交流、人材育成への取り組みを強化していく必要がある。

#### [その対策]

関係人口の増加を促進し、将来的な移住希望者の増加に繋げるべく、デジタルコンテンツを中心にむらの魅力の発信強化や、実際にしまでの生活や仕事、自然・地域文化・コミュニティなどを体験するプログラムの実施に向け取り組む。

三島の村民のつながりを強化し、地域コミュニティの維持や安心・安全な暮らしを実現し、幅広い世代の定住促進を図るため、三島交流を目的としたイベント等の実施に取り組む。

移住希望者や定住希望者の受入れの課題である住宅不足を解消するため、住宅の整備及び空き家の利活用に取り組むほか、定住希望者等に向けた住宅施設用地の整備を行い宅地として分譲し、移住・定住の促進を図る。

座間味村の最大の魅力である自然をむら一体となって守り、自然体験やセミナー、保全活動などを通じ、自然環境保全への意識を高め、将来にわたり持続可能な地域づくりに取り組む。

行政サービスにおける各種申請手続きなどにおける地域格差を解消するため、行政のオンライン手続きを拡充し、村民の利便性向上を図る。

ふるさと納税及び企業版ふるさと納税制度を活用し、資金調達の強化を図るとともに座間味村のむらづくりを応援する関係人口の増加に取り組む。

安心・安全に生活できる環境維持に向け、各種団体と連携し地域防災力の強化を図り、防災対策に向けた取組を実施する。また、災害時に迅速かつ的確に対応できる体制を整備し、防災対策の充実を図る。

若い世代が将来に向けて地域のリーダーとなり、地域の持続的発展に貢献する地域リーダーの育成に取り組む。



(3) 事業計画（令和8年度～12年度）

| 持続的発展施策区分             | 事業名<br>(施設名)               | 事業内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 事業主体        | 備考 |
|-----------------------|----------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|----|
| 1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成 | (1) 移住・定住                  | 定住促進住宅整備事業<br>定住促進空き家活用事業<br>宅地分譲等整備事業                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 村<br>村<br>村 |    |
|                       | (2) 過疎地域持続的発展特別事業<br>移住・定住 | <p>しま暮らし体験事業</p> <p>【内容】<br/>将来の地域コミュニティを担う移住者を確保するため、実際に村内で生活機会や仕事体験、地域コミュニティ参加体験等のツアーを行う。</p> <p>【必要性】<br/>過疎集落の維持や将来的な機能低下の防止を図る必要がある。</p> <p>【効果】<br/>希望者の移住の具現化や実際に移住した際のミスマッチ解消を図ることで円滑な移住が期待できる。</p> <p>子育て世帯等移住経費支援事業</p> <p>【内容】<br/>将来の地域コミュニティを担う子育て世帯等の移住者を確保するため、阿嘉区及び慶留間区への移住者に対して移住経費支援を行う。</p> <p>【必要性】<br/>人口減少が進む阿嘉区及び慶留間区の集落維持や将来的な機能低下の防止に向けてその解消を図る必要がある。</p> <p>【効果】<br/>集落を担う新たな人材を確保するとともに、過疎地域の定住化と活性化を図ることができる。</p> | 村           |    |

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

本計画では、「座間味村公共施設等総合管理計画」の方針と整合性を図りながら、地

域の持続的発展につながる過疎対策の推進に努める。

### 3 産業の振興

#### (1) 産業の振興の方針

本村における若年人口の減少は、観光客増にもかかわらず村内事業所の安定した通年雇用につながっていないこと、またかつては将来の独立を視野に若者が取り組める事業であったダイビング業の成長が見込めないことなどが要因であると思われる。基幹産業である観光業を中心に、第一次産業、第二次産業も含めて若者の「仕事づくり」が急務である。

特に観光業においては、マリンレジャー中心の夏季集中型入域から脱し、通年の誘客にシフトすることの重要性が謳われて久しいが、観光客が増加しても相変わらず夏場に入域が集中している。しかも、この時期に台風の影響があれば船舶は欠航し、入域を予定していた観光客はすべてキャンセルとなる。

こうした離島のハンデを克服するため、「レジャー」以外の目的で本村を訪れる新たな交流対象の開拓により、通年の収益安定と雇用につなげることを地方版総合戦略にも掲げ、企業研修やスポーツ合宿などの誘致に貢献する施設整備・改修を行う。特に大都市の高ストレス社会で生活する人々の心身を癒す自然環境と海洋文化を活かした新たな交流の拡大を推進する。

また、マリンレジャーに頼らない交流人口拡大のためには、質の高い食を提供することが不可欠であり、地物にこだわった農水産物の確保とその加工品開発につなげるため、平成 14 年設立の座間味村商工会、平成 24 年設立の座間味村観光協会、また座間味村漁業協同組合とともに、村民の意識づくりと産業の創出を行う。

#### (2) 農業

##### [現況と問題点]

本村における総農家数は令和 2 年農林業センサスから見ると 32 戸あり、うち 30 戸が自給的農家、販売農家は 2 戸のみである。(沖縄県平均 自給 27.6%・販売 72.4%)

総農家戸数の推移を見ると、昭和 46 年 227 戸(内専業 29 戸)、昭和 50 年 113 戸(内専業 3 戸)、昭和 55 年 74 戸(内専業 3 戸)、昭和 60 年 70 戸(内専業 25 戸)、平成 2 年 19 戸(内専業 5 戸)と人口の減少とともに減少傾向を示し、かつての「半農半漁」の就業形態からは隔世の感があり、担い手づくりが深刻な問題となっている。

農地については 113.4ha あるが(座間味村農地台帳システム)、耕作している農地はわずか 8ha で休耕地が多い(わがマチ・わがムラ)。理由として、本村はほとんどが山間地帯からなり、平地の比較的耕作に有利な農地も海岸に近いと、一年を通じて塩害を受けている。その上土壌も砂地が多く保水力が乏しいため農耕条件にあまり恵まれておらず、農地用水も常に不足していることから平成 28 年～平成 31 年度において農業基盤整備事業により村

内に4箇所、農業用水の整備を行った。また、本村の農地は細分化されており、高齢者が葉野菜、根菜類を生産しているがほとんどが自家消費である。昭和58年に阿嘉地区において、農業基盤整備事業（ほ場整備3.2ha）を行い、サトイモ、パパイヤ、スイカ、トウガン等を試作生産したが、土壌、品質、栽培方法や流通すべてに課題が生じ、その後も農作物を生産し本島市場へ出荷して販売するという本来の農業経営が成り立ちがたい現状である。

また、阿嘉島、慶留間島においてはケラマジカによる食害が多く、近年では座間味島においてイノシシによる食害も発生しており、生産意欲向上を阻む要因ともなっている。

一方、宅地に適した平坦地が少ないため農地転用の要望も年々増加しているが、策定した農業地域振興整備計画を基に土地利用方針に留意する必要がある。地域の農業と農地を守るため、令和7年3月に策定した座間味村地域計画に基づき遊休地の解消や集約化を進め農業振興を図る。

#### [その対策]

国立公園指定後の観光客増に伴い、宿泊施設や飲食店で提供される食の質的・量的向上と地場産品の活用が強く求められている。また食育、ふるさと教育の観点から、地域の人が育てた安全な農産物を児童・生徒が消費する意義は大きく、このような村民・観光客の消費に合わせた生産量であれば、現在の農用地規模での生産が可能と考えられる。

そのため、村内における農産物の需要調査を行い、地域食材の活用を目的とした需給マッチングによる生産計画づくり、集荷・販売体制の整備が急務となっている。また地域食材として付加価値の高い農産品加工の可能性も含め、観光とリンクした農業の振興を目指す。

また営農用水施設などの農業基盤整備を推進すると同時に、相続手続きが行われず放置されている農地について登記を推進する。現在の農家は高齢者中心であるため、地域特性にあった農業技術が途絶えることのないよう、Uターン者、Iターン者などが土地と技術を共に受け継ぐ形での農業参入を促していきたい。そのためには、家庭菜園の延長のような形から農業に携わり、若者に興味・関心を持ってもらうことが重要である。現状では農業だけで子育て中の家庭を支える収入の確保は困難であることが予想されることから、観光業や加工・販売との兼業など、農業振興のためには6次産業化も見据えた専業にこだわらない働き方の多様化も必要である。

### （3）水産業

#### [現況と問題点]

本村は、明治34年に県内で最初に鰹漁業を始め一大産業として県下に広めた功績があるが、昭和50年頃には操業が途絶え、近年は人工魚礁の設置等により漁場の拡大を図ってきた。

平成24年度からは一括交付金を活用した村漁業協同組合への補助事業により、人工魚礁の設置、鮮度保持のための冷凍機材・保冷库の整備を行い、また漁協直売所を座間味と阿嘉

に開店し、鮮魚や特産品の直売の取組を推進している。

本島や本土向けの販売ルートが開拓され、村による流通経費の補助も手伝って、若い層の新規参入がみられ水産業への就業者も増加傾向にある。今後、若手漁業者の漁船大型化に向け、従来レジャーボートで過密な座間味港の狭小さが懸念される。

#### [その対策]

引き続き村漁業協同組合を中心に、鮮度保持や流通経路拡大、水産加工品開発に取り組むと同時に、付加価値の高い水産物の安定供給を見据えたつくり育てる漁業を推進する。

阿嘉島にあるサンゴ種苗生産センターは、現在、施設を利用していない状況にある。今後水産業の発展並びに農業及び観光業との連携による新たな産業の創出に向けて、当施設の積極的な活用に取り組む。

### (4) 林業

#### [現況と問題点]

本村は、国有林面積 3.45ha、民有林 1,337ha となっており、森林面積は村面積の約 8 割を占めている。また、人工林は各地に分散しており施業効率は良好ではないが、森林の有する水源のかん養、土砂の流出・崩壊防止、生活環境や生物多様性の保全等の公益的重要性はますます高まっていることから、森林の持つ多面的機能の維持増進及び森林の保全整備を積極的に推進することが望まれる。

また、林道開設にあわせて、体験交流施設などを順次整備してきたが、これらをウェルネス・ツーリズムなど入域客の健康増進に寄与する交流施設や、大自然の中の企業研修施設として活用することも期待できる。

阿嘉島及び慶留間島においては、食べ物を求めて集落周辺に下り、農作物や植栽の食害が問題となっているケラマジカの生育環境を山に戻すことが求められる。

#### [その対策]

座間味村森林整備計画(令和 3 年度～令和 13 年度)を策定し、人工造林の推進に努めると同時に、国立公園指定後に新たにその価値が注目される「生物多様性保全機能」に配慮し、原生的な森林生態系や希少な生物の調査・研究を推進し、本村の資源として保全していく。平成 31 年度から譲与を開始している森林環境譲与税を活用し森林の整備及びその促進の実施を推進する。

また、ヤマモモやサクラなど、特産品開発や観光資源として期待される樹種の植樹により、観光客にとっても魅力的な森林域の形成につなげる。

### (5) 地場産業

#### [現況と問題点]

本村は、明治 34 年に県内で最初に鰹漁業を始め、その業績とケラマ節の名声は県下に聞こえていたが、餌料確保の困難、若年労働者の村外流失など後継者がなく昭和 50 年頃には創業が途絶えている。その後、往時の技術掘り起しによるナマリブシの復活がみられ優良特産品として期待されたが原料確保の困難などから継続されていない。

また、令和元年度に環境省が国立公園を対象に実施したアンケートにおいて、国内 11 ケ所の国立公園と比較し、慶良間諸島国立公園は高い満足度が得られている。しかしながら、土産品に対する満足度が低く、慶良間諸島国立公園の弱点が浮き彫りになった。土産品に関しては種類が少ない、売っている店が少ないなどの意見が多く、種類が少ないため多様なニーズに対応出来ていない、販売場所が少ない上に点在していることで、購買意欲の低下、満足度の低下につながっていると考えられる。

#### [その対策]

今なお語り継がれるブランドであるケラマ節の復活には困難があるが、水産加工品分野の次なる座間味ブランド開発が待望されるため、村漁業協同組合と連携して加工技術の取得や施設の整備を推進する。

また、地の物を利用し、本村ならではの土産品を開発、アピールしていくことを当面の目標として、民間と連携した商品開発に取り組み商品化を目指す。さらに、観光客の動線を考慮し、最も適した場所に土産品を集約し、購買意欲向上を促す。

これらの取組については、観光分野だけでなく、農業・水産業等と連携した取組が必要不可欠であるため、様々な分野の視点からアプローチし、体制を強化していく。

なお、座間味島においては「座間味島物産協同組合（店名：ざまみむん市場）」が村民により組織され、様々な特産品・工芸品が考案され観光客に販売されており、農水産加工品も 40 品以上開発されていることから、有望な製品について品質の向上や販売体制強化について支援を行う。

なお、座間味島内にある特産品の販売を行う「座間味島物産協同組合（店名：ざまみむん市場）」や「座間味村商工会」と連携、支援を行い特産品の品質向上や販売体制強化を図る。

これらの取組により地場産業の振興、観光客の満足度向上、地域産業の活性化を図る。

## （６）観光

### [現況と問題点]

抜群の透明度を有し、多様な生物をはぐくむ造礁サンゴが群生する海は、世界的にも高く評価され、平成 17 年に海域がラムサール条約に登録、平成 26 年には国立公園に指定された。これを機に展開した多種多様な観光 PR により、従来のスキューバダイビング中心のリピーター客のみならず、ファミリー客、外国人客に至るまで知名度が上がり、国立公園に指定され 10 年余りが経過した令和 7 年には入域統計を取りはじめて初の 12 万人台を突破した。しかし、夏場に観光客が集中していること、日帰り観光客が多いことから、入域数が必

ずしも収益増と雇用拡大に結び付いていない。

また、座間味島にある古座間味ビーチはミシュラン・グリーンガイド・ジャポンで二つ星を獲得しており国内外から多くの観光客が訪れ、村内で最も人気のある観光スポットとなっている。非常に人気の観光スポットであるが、周囲に飲食店が無く、集落からの道路は急勾配で徒歩の移動は困難であるため、ビーチ利用者の多くがビーチに隣接する売店施設（座間味村森林体験交流促進施設）を利用し飲食をしている。しかしながら、現在の施設は平成7年に竣工した建物で老朽化が顕著である。さらに竣工当時に比べ利用者が増加しているため、過密状態になっていることが度々見受けられ、施設に入りきらない利用者が施設外で飲食していることもあり、施設の改善が必要である。

#### [その対策]

内外から様々な入域客を迎えるにあたり、美しく清潔な集落景観整備、多言語での案内表示、バリアフリーの実現、より質の高いサービスや食の提供など、受け入れ態勢の強化が求められているため、平成24年度設立の一般社団法人座間味村観光協会への支援に取り組む。

また、一括交付金事業により整備された座間味村歴史文化・健康づくりセンターは、通年の誘客が期待されるスポーツコンベンション事業（スポーツ合宿）や、企業研修などの受け入れ拠点とする。

古座間味ビーチの既存施設については、老朽化が顕著であるため取り壊しを行い、その後、代替となる新たな施設の整備が必要であるが、現在の売店としての機能だけでなく、ビーチでの遊泳に関する情報提供、遊泳監視期間に配置されているライフセーバーの救護所、サンゴや魚類等への負荷を軽減するための自然保護の啓蒙など、多くの機能を兼ね備えた施設として整備する。

#### （7）事業計画（令和8年度～12年度）

| 持続的発展施策区分 | 事業名<br>(施設名)                           | 事業内容                        | 事業主体                   | 備考 |
|-----------|----------------------------------------|-----------------------------|------------------------|----|
| 2 産業の振興   | (1) 地場産業の振興<br>試験研究施設、生産施設、加工施設、流通販売施設 | 種苗センターの更改<br><br>特産品、土産品の開発 | 村<br><br>村、漁協、商工会、観光協会 |    |
|           | (2) 観光又はレクリエーション                       | 古座間味ビーチ管理棟整備                | 村                      |    |
|           | (3) 過疎地域持続的発展特別事業<br>商工                | 商工会支援事業<br><br>【内容】         | 村                      |    |
|           | 観光                                     | 座間味村商工会が実施す                 | 村                      |    |

|  |  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |  |  |
|--|--|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|--|
|  |  | <p>る事業者への経営支援(相談・指導・情報提供・融資斡旋、事業承継等)や地域振興(むらづくり・特産品開発等)への取組みに対して支援を行う。</p> <p>【必要性】</p> <p>本村の事業者は小規模事業者が多いため、商工会による支援は経営の安定・持続的発展のために必要不可欠である。</p> <p>【効果】</p> <p>村内事業者の安定経営に繋がり、事業拡大において新たな雇用が期待できる。</p> <p>観光協会支援事業</p> <p>【内容】</p> <p>座間味村観光協会が実施する観光誘客活動及び観光客の利便性確保に向けた取組に対して補助を行う。</p> <p>【必要性】</p> <p>入域観光客数の維持・拡大を図るため、年中無休の観光案内や県内外に向けたPR事業等を行う当協会へ継続的な支援を行う必要がある。</p> <p>【効果】</p> <p>入域観光客数の維持・拡大により、観光業等の持続的発展が期待できる。</p> |  |  |
|--|--|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|--|

(8) 産業振興促進事項

(i) 産業振興促進区域及び振興すべき業種

| 産業振興促進地域 | 業種                             | 計画期間                    | 備考 |
|----------|--------------------------------|-------------------------|----|
| 村内全域     | 製造業、旅館業、農林水産物等<br>販売業、情報サービス業等 | 令和8年4月1日～<br>令和13年3月31日 |    |

(ii) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記(2)～(6)の取組のとおり

(9) 公共施設等総合管理計画との整合

本計画では、「座間味村公共施設等総合管理計画」の方針と整合性を図りながら、地域の持続的発展につながる過疎対策の推進に努める。

## 4 地域における情報化

(1) 地域における情報化の方針

移住者の持続的な受け入れによる人口の社会増の拡大、地域間交流等を通じて様々なかたちで地域と関わりを持つ関係人口の創出及び地域社会の担い手となる人材の確保・育成のみならず、地域における情報化の促進を図ることは、離島過疎地域といった条件不利性を克服し、活力ある持続可能な地域社会を実現するために必要不可欠である。

(2) 地域における情報化

[現況と問題点]

携帯電話については、各事業者が5G通信を開始し、村内でもシームレスな通信環境が実現している。また、TV受信においては、平成23年7月スタートの地上デジタル放送受信整備を機に、村内全地域が共同受信組合のサービス提供範囲となったが、座間味島の阿佐地区のみNHK共聴ではなく、自主共聴設備のため、施設老朽化への地域住民の負担が懸念される。

防災行政無線については、平成25年度に整備し、地域の防災に重要な役割を果たしているが、老朽化による機器の不具合や故障により、一部の地区で聞こえない、聞こえづらい状況が度々発生している。機器の更新や急速に進展するデジタル社会にあわせた新たな情報伝達の仕組みを検討する時期に来ている。

インターネットに関しては、県による海底光ケーブルの敷設が完了し、平成30年6月より村内にて光ブロードバンドサービスが開始され、ネットワーク環境は大幅に改善された。



国においては、地方公共情報システムに必要とされる機能等についての基準の策定、その他地方公共団体情報システムの標準化を推進するため、「自治体 DX 推進計画」を策定し、各種施策展開を進めているところである。本村においても今後国・県等の動向を踏まえながら、各施策に取り組んでいく必要がある。

[その対策]

防災行政無線については、老朽化した機器の更新や不感地帯の影響を解消するためのデジタル化移行、多言語対応可能な防災アプリとの連携による村民並びに国内外の観光客への迅速・正確な情報提供に向け、計画的に取り組む。

国の「自治体 DX 推進計画」に沿った形で、行政手続き等における村民の利便性向上及び村内の地域格差解消を図るため、行政のオンライン手続き拡充等に取り組む。

さらに、災害等を想定した BCP 対策や船舶運航時の通信環境の不安定さ解消に向け、本村の主要観光地や公共施設、船舶等へ衛星ブロードバンドインターネットを活用した Wi-Fi 設置検討に取り組む。

(3) 事業計画（令和 8 年度～12 年度）

| 持続的発展施策区分          | 事業名<br>(施設名)                                  | 事業内容       | 事業<br>主体 | 備考 |
|--------------------|-----------------------------------------------|------------|----------|----|
| 3 地域における情報<br>化の方針 | (1) 電気通信施設等情報<br>化のための施設<br>その他の情報化のた<br>めの施設 | Wi-Fi 設置事業 | 村        |    |

|  |                                           |                                                                                                                                                                            |  |  |
|--|-------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|--|
|  | (2) 過疎地域持続的発展<br>特別事業<br>情報化、デジタル技術<br>活用 | 自治体DX推進事業<br><b>【内容】</b><br>デジタルを活用した住民利便性向上や本村の課題解決、魅力向上の実現に向けた取り組みを行う。<br><b>【必要性】</b><br>デジタル活用により離島不利性を解消し、住民の利便性向上を図る必要がある。<br><b>【効果】</b><br>住民の利便性向上や生活の質の向上が期待できる。 |  |  |
|--|-------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|--|

#### (4) 公共施設等総合管理計画との整合

本計画では、「座間味村公共施設等総合管理計画」の方針と整合性を図りながら、地域の持続的発展につながる過疎対策の推進に努める。

## 5 交通施設の整備、交通手段の確保

#### (1) 交通施設の整備、交通手段の確保の方針

本島至近である交通利便性から観光客が多く訪れ、また那覇市を買い物や医療の生活圏とすることから県外からの定住も多い本村であるが、海上輸送に頼っているため、台風が多く襲来する年などは観光シーズンの収益が大打撃を受けることがある。観光客の増加に対応し、安全な輸送と快適な船旅を担保する大型かつ高速な船舶は本村に必要不可欠である。また、観光地の表玄関として港湾の利便性や機能強化が求められ、一括交付金を活用しての屋根付き歩道整備などが進んでいるが、多数の車両と観光客が行き交う夏場は港湾内の危険性も指摘され、安全性の向上が課題となっている。

近年多くの外国客を乗せ那覇港に入港するクルーズ船については、各船会社から本村沖への停泊と各島への上陸の申し入れがあるが、大型船係留と島々の港湾をつなぐ手段が十分ではなく、誘客の機会を逃しているため、受入体制の方策についても検討を行う。

船舶欠航時の村民・観光客の足となる航空路線については、現在ヘリコプターがチャーター運航しており、荒天時には一括交付金による料金の村補助があることから活用されてい

るが、今後も安全で安価な航空路線の実現に向けて情報収集を行う。

村内の幹線道路は、大型化する車両の通行で簡易舗装の損傷が著しいことから順次道路整備に努めてきたが、近年観光道路としての役割も見直す必要が生じている。

座間味島では島内を定時運行する村営バスが公共交通として住民・観光客に利用されているが、阿嘉島と慶留間島、また空港のある外地島についても、これらをつなぐ公共交通ネットワークの構築を目指す。

## （２）村道

### 〔現況と問題点〕

本村は、座間味島、阿嘉島、慶留間島、外地島等の小さな島々により形成されていることから本島や各島々を結ぶ主要な交通は船に頼っている。村には国道はなく、県道は幅員 4 m の座間味港線（県道 187 号線）で座間味港から村役場前までの約 150m と令和 3 年 4 月に認定された慶良間空港阿嘉線（慶良間空港～阿嘉漁港）が指定されている。集落内は村道や里道により形成されている。各集落間を結ぶ村道は 6 m 以上の道路でネットワーク化されているが、集落内は 4 m 未満の道路が大半を占め、中には車両の通行が不可能な道路も多く見受けられる。

集落内の道路形態は村内 5 集落とも、車社会に対応した道路幅員でないことや集落景観的にも課題は多い。

平成 10 年 6 月には、阿嘉島、慶留間島間の阿嘉大橋が供用を開始し、阿嘉島・慶留間島・外地島間が車で往来できるようになるなど、本村における道路交通の利便性が高くなっているが、令和 2 年度道路改良率は、34.1%、舗装率 50.0% で（沖縄県道路管理課施設現況調査）であり道路整備は依然遅れている状況にある。車両の増加及び大型化などにより、簡易舗装道路は著しく損傷している状況が見受けられるため、随時危険箇所の舗装・修復を行ってきた。また、村道座間味阿真線、村道座間味阿佐線、村道慶留間阿嘉線など幹線道路の改良舗装は完了している。集落主要路線の改良舗装は順次整備を進めている。平成 25 年度から道路ストック総点検を行い、道路改修の優先順位判断の基礎資料としている。

### 〔その対策〕

各幹線道路の災害防除対策を計画・実施し施設強靱化を図り、安心・安全な道路網の構築による定住環境の改善、利便性向上及び観光振興に寄与する道路網の整備を推進していく。

## （３）橋りょう

### 〔現況と問題点〕

離島交通の利便性の向上、離絶性の格差是正手段として島間の橋梁を整備することは、集落ネットワーク形成の観点からも重要である。本村はこれまで空港のある外地島から慶留間島を結ぶ慶留間橋を平成元年より供用開始、続いて過疎地域活性化計画において慶留間

島と阿嘉島を結ぶ阿嘉大橋（L＝530m・幅員 10.75m）を平成 10 年 6 月供用開始したことで、地域発展に大きく寄与した。しかし、これらの橋梁の長寿命化が課題となる時期に入り、すでに慶留間橋の老朽化が指摘されている。

〔その対策〕

慶留間橋については、令和 3 年 4 月に県道として認定されたことから県による早急な対策が望まれる。

（４）農道・林道

〔現況と問題点〕

農道延長は座間味島 730m、阿嘉島 500m と、農業の低迷によりほとんどが未整備であるが、農業振興を目指すうえでは農道基盤整備が必要である。林道については造林事業の振興や、近年陸域の重要性が高まる島内の観光道路としても重要な役割を果たしており、これまで 4 路線の開設を終え、その後舗装等の改良を順次行っている。今後森林資源の活用、林業の振興を図る上で、随時、維持修繕が必要である。

〔その対策〕

農道及び林道については、幹線道路、観光道路としての役割も大きく、新たな路線の整備を検討・促進し、農業及び観光の振興を図る。

（５）渡船施設

〔現況と問題点〕

本村は離島のため都市との交通は海上輸送に頼っている。現在、村営により平成 28 年 11 月就航の「フェリーざまみ 3」１隻と令和 3 年 11 月就航の「高速船クイーンざまみ 3」１隻の計 2 隻体制により那覇市・本村間の運航を行っているほか、村内の座間味島と阿嘉島及び本村と渡嘉敷村とを結ぶ船として令和 6 年 4 月就航の行政連絡船（みつしま）１隻を運航している。建造から 9 年経過し、法定耐用年数 11 年である「フェリーざまみ 3」は、年々修繕箇所も増加しており、代船建造に向けた取り組みを検討する時期を迎えている。

航路会計は、観光客増加と経営努力により平成 25 年度に黒字へ転じたものの、新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言下では船舶減便や渡航自粛の影響を受け、令和 2 年度から再び赤字に転落した。新型コロナウイルス感染症が第 5 類へ移行した後も、物価高騰による燃料費の増加や船舶維持管理費の上昇が重なり、厳しい経営状況が継続していたため、令和 8 年 1 月から船舶旅客運賃および車両航送運賃の値上げを実施した。値上げ後における観光客の集客が重要な課題である。

船舶予約においては、窓口や電話による予約に加え、インターネット予約の導入やクレジットカード決済の導入、非接触型の QR 型チケット導入など、村民及び観光客の利便性向上

に向け取り組んできたものの、船舶システム自体は運用開始から 20 年以上経過しており、利用者の更なるニーズに対応することに限界を迎えている状況にあり新システムの開発・導入を検討する時期にきている。

港湾施設についても、今後、地域産業の進展等を促進するため、輸送需要と輸送形態の効率化に対応する港湾施設の整備を推進するほか、海上交通の安全性・安定性の確保及び防災・減災対策などの港湾機能の強化を図る必要がある。

#### [その対策]

離島航路の改善は村民の利便性の向上と観光産業の振興を図る上で重要であり、海上交通は本村における定住促進と産業振興を支える要である。

安心・安全な離島航路の運営に向け、平成 28 年就航の「フェリーざまみ 3」に代わる新造船建造を計画的に取り組む。

また、利用者の利便性向上に向け、運用開始から 20 年以上経過した船舶システムを刷新し、新たな船舶システムの開発検討に取り組む。

さらに、高齢者をはじめ港湾利用者の利便性、安全性の向上を図るため、ユニバーサルデザインに対応した港湾空間の形成及び多様化し増大する海洋レクリエーション需要やクルーズ等に対応した施設の整備、漁船、遊漁船等の活動を支援する小型船だまりの整備を推進するとともに、AI、IoT を活用したスマートポート化への対応など、ハード・ソフトの両面から総合的な港湾機能の強化に取り組み、港湾利用者及び地域住民が親しみ憩える自然環境を生かした港づくりを進める。

#### (6) 事業計画（令和 8 年度～12 年度）

| 持続的発展施策区分         | 事業名<br>(施設名)   | 事業内容                        | 事業<br>主体 | 備考 |
|-------------------|----------------|-----------------------------|----------|----|
| 4 交通施策の整備、交通手段の確保 | (1) 市町村道<br>道路 | 村道阿嘉越原線整備                   | 村        |    |
|                   | (7) 渡船施設<br>渡船 | フェリー代船建造<br>669 トン、定員 400 名 | 村        |    |
|                   | 船舶システム         | 新船舶システム構築運用事業               | 村        |    |

|  |                                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |  |  |
|--|---------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|--|
|  | (9) 過疎地域持続的<br>発展特別事業<br>交通施設維持 | 道路台帳及び林道・農道<br>台帳再整備事業<br><b>【内容】</b><br>道路及び林道・農道につ<br>いて台帳情報の電子化<br>による道路基盤情報デ<br>ータとして整備を行い、<br>地理情報システムのリ<br>プレースを実施した上<br>で同システムへのデー<br>タ搭載を行う。<br><b>【必要性】</b><br>道路及び林道・農道の台<br>帳情報電子化により全<br>庁的なページレジスト<br>リとしての有効活用や<br>行政事務効率化を図る<br>必要がある。<br><b>【効果】</b><br>道路及び林道・農道の効<br>率的な管理により、住民<br>の生活環境及びサービ<br>ス利便性向上が期待で<br>きる。 |  |  |
|--|---------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|--|

#### (7) 公共施設等総合管理計画との整合

本計画では、「座間味村公共施設等総合管理計画」の方針と整合性を図りながら、地域の持続的発展につながる過疎対策の推進に努める。

## 6 生活環境の整備

#### (1) 生活環境の整備の方針

平成 26 年 3 月に国立公園に指定されたことで、国内外からの観光客数が増え、従来本村が抱えていた課題である水道水確保とごみ処理への対応はなお一層の加速が求められた。一村三島である本村においては、各島でのこれら施設の整備と補修が長年にわたり財政を圧迫し、管理運営する職員も専門知識に乏しい中、二重三重の業務負担となっている。広域化などによる安定した供給や処理が、住民サービスと生活環境向上のためにも望まれる。

本村は、海域・陸域共に生物多様性が注目される貴重な自然環境にあり、今後環境収容力（キャリング・キャパシティ）の考え方に基づくルールづくりが必要である。

さらに、国立公園にふさわしい集落環境づくりに向けて、ごみや吸い殻のポイ捨て、廃自動車などの不法投棄を禁じる「座間味村ちゅら島づくり条例」を平成 26 年 10 月に制定し、住民・観光客に呼びかけている。また、村内に存在する各種団体等のボランティアにより海浜清掃が実施されており、引き続き住民主体による活動を維持し、国立公園らしい環境保全と景観保持を図る。

## (2) 水道施設

### [現況と問題点]

本村では、平成 14 年から平成 22 年まで 9 年間連続で制限給水を実施しており、特に座間味島において渇水が常態化し、近年の渇水期や小雨量時においては原水量の不足から給水制限を余儀なくされ、住民生活や観光産業に大きな損害を及ぼしてきた。民宿など多くの観光事業所では貯水タンクを備え、観光客用水道水を自家使用に優先して確保しているが、水不足を懸念する観光客からのキャンセルがあるなど、風評被害も懸念される。

また、整備当初から更新できていない管路の老朽化が進んでおり、水道水の安定供給に支障をきたす可能性が懸念される。

さらに、沖縄本島との水道料金の格差も大きく、是正が求められている。

### [その対策]

座間味地区簡易水道事業については、辺地債の活用により平成 23 年度から海水淡水化施設の整備を行い、平成 25 年度までに日量 200 トンの水道水生産が可能となった。また、水道広域化事業により、令和 2 年度に阿嘉・慶留間地区、令和 8 年 1 月に座間味地区において沖縄県企業局からの受水が開始され、安価で安定した水道水の供給が期待されることから水道料金の格差の是正に取り組む。

さらに、安定した供給を目的に沖縄簡易水道等施設整備事業に基づき老朽化が著しい管路の更新にも取り組む。

## (3) 污水处理施設

### [現況と問題点]

海の観光地である本村において、污水处理は自然環境の保全及び集落環境の向上のため重要な施設整備と位置付けており、3つの事業で污水处理施設を整備している。

農林水産省所管の漁業集落環境整備事業による阿嘉地区、農業集落排水整備事業にて整備を行った慶留間地区、国土交通省所管の特定環境保全公共下水道事業による座間味島地区と、それぞれ平成 15 年～16 年度に完了し、整備から 15 年以上を経過した現在、機器の不具合がでる前にストックマネジメント事業により修繕を行っている。

下水道等への接続率は、令和 7 年 3 月末現在で座間味地区 90.1%、阿嘉地区 89.4%、慶留間地区 92.7%と高い値を示しているが、なお未接続世帯があるため下水道等への接続について積極的な広報を行い接続率の向上を図る必要がある。

### [その対策]

座間味浄化センターにおいては、機器の長寿命化を図るため辺地債を活用しストックマネジメント事業を推進し各機器の更新を行っている。阿嘉地区、慶留間地区においても順次

長寿命化を行う。また採算の問題から民間の汲み取り業者が廃業したため、村においてバキューム車を運用し、平成 26 年度からし尿等の収集運搬を行っていることから、下水道等未接続世帯に対し早期の接続工事を促したい。

#### （４）廃棄物処理施設

##### 〔現況と問題点〕

ごみの量が増加傾向にある中、平成 15 年度に整備した溶融炉方式による焼却施設に不具合があり稼働停止したことにより、平成 20 年度からは可燃ごみを「那覇市・南風原町環境施設組合」に搬入し焼却処理を委託している。観光客が増える夏季は、宿泊施設や飲食施設からの生ごみも増え、座間味、阿嘉の両クリーンセンターが遊泳ビーチと隣接していることから、大量に集積することのないよう、引き続き早期の処分に努める。

令和 5 年 2 月に完成し運用を開始している資源化施設のリサイクルセンターでは、効率的に資源ごみを資源化でき、循環型社会に寄与する施設として稼働している。

自動車や廃船のリサイクルについては、本島の業者に送る費用がかかることから不法投棄が見受けられ、国立公園としての景観を損なわないよう対策が求められる。

##### 〔その対策〕

可燃ごみについては今後も「那覇市・南風原町環境施設組合」の理解を得て処理を委託する。生ごみ処理については、平成 26 年度は阿嘉クリーンセンターに、平成 27 年度に座間味クリーンセンターに生ごみ処理機を導入しているが、可燃ごみ及び生ごみともに住民に向け減量を促すとともに、リサイクル促進のため正しい分別を周知徹底していく。

また、使用済自動車をリサイクルのため沖縄本島に海上輸送する際の費用 8 割を補助する制度などの活用を促す広報を行うと同時に、集落内や港湾内の住民パトロールを行い、不法投棄を防止する。

#### （５）消防施設

##### 〔現況と問題点〕

本村はこれまでに、防災無線の高度化や消火栓の設置等消防施設の充実に努めているが、村民のみならず観光客等の安全確保も重要な課題である。

本村は消防非常備町村のため昭和 47 年に消防団を結成し、現在消防団員が住民・観光客の安全のために尽力している。各島には 1 台ずつの消防ポンプ自動車を配備し消防・防災活動を行っている。令和 5 年度に座間味島において消防ポンプ自動車の更新、令和 7 年度には慶留間島において全国損害保険協会の消防車両寄贈による更新により、地域の消防・防災体制の強化に繋がり、村民及び観光客等の安全確保を深める土台が整備されつつある。

しかしながら、防災倉庫の老朽化への対応、座間味島ヘリポートの照明設備や舗装の機能改善、消防団員の確保と育成といった課題に取り組む必要がある。



[その対策]

災害時における迅速かつ効率的な消防・防災資機材運用体制を整えるため、各島での老朽化した防災倉庫の更新整備を進める検討を行い、倉庫の収納量や設置場所の見直し、耐久性向上を図った設計を進めて行く。

また、地域住民が主体となって災害に対応できる自主防災組織の立ち上げ・育成を進めるとともに、消防団との連携を強化し、定期的な訓練や講習を実施することで地域全体の防災力向上に取り組む。

さらに、災害時の救助や緊急搬送を迅速化するため、座間味島ヘリポートにおける LED 照明の導入や離着陸場の舗装など機能強化を図り、夜間や悪天候時の緊急対応能力を向上させる取り組みを推進する。

新たに導入された消防車両については、長期的な維持管理体制を構築し、車両点検や部品調達可能性を検討することで運用体制の強化に取り組む。

(6) 事業計画 (令和 8 年度～12 年度)

| 持続的発展施策区分 | 事業名<br>(施設名)                 | 事業内容                                                                                                                                                                                                    | 事業<br>主体 | 備考 |
|-----------|------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|----|
| 5 生活環境の整備 | (1) 水道施設<br>簡易水道             | 座間味村水道施設整備事業                                                                                                                                                                                            | 村        |    |
|           | (7) 過疎地域持続的<br>発展特別事業<br>その他 | 公営企業法適用推進事業<br><b>【内容】</b><br>公営企業会計への安定移行を行うため、例<br>規や固定資産台帳の整備、専門家からのサ<br>ポート支援等を受ける事業。<br><b>【必要性】</b><br>公会計が主体である行政において、公営企<br>業会計へ安定した移行を行う必要がある。<br><b>【効果】</b><br>経営基盤強化と財政マネジメントの向上<br>が期待できる。 | 村        |    |

(7) 公共施設等総合管理計画との整合

本計画では、「座間味村公共施設等総合管理計画」の方針と整合性を図りながら、地域の持続的発展につながる過疎対策の推進に努める。

## 7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

### (1) 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進の方針

高齢者を敬い、地域で大切に作る村民性が変わらずに受け継がれる本村においては、小規模多機能事業所による民間の介護サービスと、地域包括支援センターや村社会福祉協議会による公的な行政サービスの両輪が高齢者の保健・福祉を支えている。

全国と比較すると高齢化率は低いものの、今後、本村の高齢化率は年々上昇することが予想される。昨今の高齢者は社会参加や生きがいを求めて子や孫の暮らす沖縄本島に転出することも多い。高齢者にいつまでも元気で島おこしの現役でいていただくため、介護予防施策を充実させると同時に、貴重な人材としての起用に地域と共に取り組む必要がある。地域の歴史や文化、農漁業に通じた高齢者の知識や経験を生かし、村外からの入域者との交流に積極的に関わってもらうなど、積極的にむらづくりに参加してもらう仕組みの構築を図る。

また、児童福祉の充実は定住促進のための重要課題であり、離島での子育てのハンデを軽減するための各種支援策を引き続き実施するとともに、自然の中で成長する喜びや地域が共に子育てに取り組む安心感を親子で実感してもらう。

### (2) 高齢者等の保健及び福祉の向上

#### [現況と問題点]

本村の高齢化率は令和7年10月時点において23.6%（県23.5%・沖縄県公表）で、若年層の減少に伴って近年は増加傾向にある。本村においては、地域包括支援センターの保健師が特定高齢者の把握や介護予防事業の推進を図るとともに、家族からの各種相談や高齢者虐待等の総合相談窓口の役割も担っている。家族の経済的負担の解消と、村民の「生まれ育った島で最後まで暮らしたい」という希望を実現するため、平成24年に開設された総合ケアセンター座間味偕生園（小規模多機能施設）によって、施設サービス並びに在宅サービスが可能となり、離島のモデルケースとなるべく取り組んでいる。

高齢化率の上昇に比例し、要介護認定を受けている方は増加傾向にあり、要介護度が高くなり村内での暮らしが難しく、仕方なく沖縄本島の施設へ入所するケースも増えている。その結果、介護給付費も増大していることから、これらの抑制のためにも村内で看取りができる体制整備、介護予防事業や特定保健指導等の重要性が高まっている。

#### [その対策]

村では高齢者保健福祉計画を策定し、介護予防や認知症対応、自立支援、また地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組を進めている。村社会福祉協議会では、地域包括支援センターの委託を受け、これまでも転倒予防教室や高齢者スポーツの普及を目的にグラウンドゴルフ大会を行う等各種事業の推進に努めているが、今後一層高齢者が健康で生きがいのある生活が送れるよう、行政サービスやふるさと教育、村内観光産業の一端を担っても

らう人材活用事業を展開していく。

また、社会福祉法人が運営する小規模多機能施設に対しては、離島における安定したサービス提供を維持するため、運営費用の一部を助成する。

さらに、高齢者の権利擁護に関しては、座間味村成年後見制度利用支援事業を活用し、身寄りのない高齢者などに対する申立手続きの代理業務を実施する。

### （３）児童福祉

#### 〔現況と問題点〕

就学前児童の保健及び福祉は、次世代を担う人材育成の面と、安心して出産・子育てができる環境を整える定住促進面の双方から重要であり、保育所や児童館などの施設整備や保育サービスの充実が望まれる。

本村の公立幼稚園は、座間味島、阿嘉島、慶留間島の三島にそれぞれ幼少中学校として併置され、３歳児から５歳児までの３年保育が特色となっているが、慶留間幼稚園については、現在休園中となっている。自営業者が多く共働きが多い家庭の保育ニーズに対応するため、令和元年１０月より座間味幼稚園において、１７時１５分までの預かり保育を開始しているが、阿嘉幼稚園では職員の確保ができず未実施となっている。また、３歳児未満の保育は、令和元年１１月に座間味島で開設した家庭的保育事業所にて家庭的保育事業として実施しているが、阿嘉島・慶留間島においては実施に至っていない。

地域で子育てを支援していくための制度として、ファミリー・サポート・センター事業を令和元年度より開始した。令和７年度より利用料金の補助を増額するなど、利用促進に向けた取り組み強化を進めているが、更なる利用の拡大に向けた周知や受入れするサポート会員の拡充が求められる。

本村では子育てや発育等の悩み、困り感を抱える親子を支援するため、村が委嘱した療育アドバイザーによる定期的な個別相談の実施を支援している。より安心して子育てができる環境づくりのためには、就学前からのきめ細やかなサポートと教育機関との連携が必要である。

#### 〔その対策〕

令和７年度から令和１１年度までの５年間を計画期間とする「第３期座間味村子ども・子育て支援事業計画」に基づき、妊娠期から思春期までの子どもの成長過程に応じた各種支援施策の推進に努めていく。

公立幼稚園において、３年保育により、各幼稚園が所在する島の特色を生かした幼児期の教育活動を推進するほか、座間味幼稚園での預かり保育の継続実施、阿嘉幼稚園での預かり保育の開始に向け取り組む。

家庭的保育事業において、座間味島での家庭的保育事業の継続実施に加え、阿嘉・慶留間島における家庭的保育事業の開始に向け取り組む。

ファミリー・サポート・センター事業において、利用拡大に向けた周知や受入れするサポート会員の拡充に取り組む。

親子や子どもが安心して遊ぶことができる公園の整備や、老朽化した遊具等の整備にも取り組み、安心して子どもを生み育てられる環境づくりに向けて、引き続き子育て支援の充実を図る。

出産、子育てに伴う経済的支援のため、下記の施策を引き続き行い、地域での「子ども会」等の活動を支援していく。

- ・ 沖縄本島病院での妊婦定期健診受診時の渡航費用及び健診費用補助
- ・ 出産祝い金支給
- ・ 妊婦の為の支援給付金
- ・ ひとり親家庭への医療費助成、児童扶養手当の支給
- ・ 中学生までのこども医療費無償化（現物給付）
- ・ 幼稚園入園料・保育料減免
- ・ 任意予防接種費助成
- ・ 沖縄本島で療育サービスを受ける際の渡航費等の補助
- ・ 未就学児からの療育相談事業の実施

#### (4) 事業計画（令和8年度～12年度）

| 持続的発展施策区分 | 事業名<br>(施設名)                             | 事業内容                                                                                                                                                                                         | 事業<br>主体 | 備考 |
|-----------|------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|----|
| 6 医療の確保   | (1) 過疎地域持続的発展<br>特別事業<br>高齢者福祉・<br>障害者福祉 | 社会福祉協議会運営補助事業<br><br>【内容】<br>座間味村社会福祉協議会が実施する介護予防事業や地域活動支援事業、子どもの放課後居場所事業、人材活用事業等への取り組みに対して支援を行う。<br><br>【必要性】<br>高齢者や障害者等が健康で生きがいのある生活を送れるようにする必要がある。<br><br>【効果】<br>高齢者や障害者等の生活の質向上が期待できる。 | 村        |    |

#### (5) 公共施設等総合管理計画との整合

本計画では、「座間味村公共施設等総合管理計画」の方針と整合性を図りながら、地域の持続的発展につながる過疎対策の推進に努める。

## 8 医療の確保

### (1) 医療の確保の方針

現在本村の医療施設としては、県立南部医療センター・こども医療センター附属座間味診療所及び阿嘉診療所が設置され、医師、看護師、事務職員各1名が勤務している。歯科医院が平成26年に閉院したため、歯科や眼科、整形外科、耳鼻咽喉科、産婦人科など特定診療科目受診については沖縄本島まで行かなければならず経済的負担が大きい。妊婦健診等に関しては、沖縄県離島患者等通院支援事業を活用し、妊産婦健診等に伴う渡航費用及び宿泊費を補助するほか、自立支援等福祉制度利用者や島外での長期継続的な受診が必要と認められた方に対しても村独自の事業として、渡航費及び宿泊費の一部を補助することで経済的負担の軽減に取り組んでいる。

循環診療において、平成22年6月より精神科医による月に一度の定期巡回診療が開始さ

れ、本島受診から村内受診へ切り替える動きが進み、村民にとって身近な医療提供の形として定着してきている。また、平成 27 年より 2 ヶ月に 1 回実施していた眼科医による専門医巡回診療は、感染症対策の構築や関係機関との調整を理由に中断していたが、令和 7 年度より再開した。引き続き、村民の負担軽減と重症化防止を図るため、歯科や整形外科、耳鼻咽喉科等の診療科目について、巡回診療の実施に取り組む。

新型コロナウイルス感染症を契機に取り組みが加速している「オンライン診療」は、離島医療の向上に向けて、国や県、他離島自治体の動向を注視しながら、本村になじむ形での遠隔医療の在り方等について診療所や各関係機関と協働で検討する。

## （２）医療の確保

### 〔現況と問題点〕

座間味・阿嘉の両診療所には入院設備がなく医療機器等の設備も十分でないため、専門的な検査や治療が必要であっても、地理的条件や移動に伴う時間・経済的負担等により適切な時期に受診できない状況が発生するなど、医療に関しての地域格差は大きい。

疾病の予防や早期発見・早期治療、重症化予防の重要性を踏まえ、本村では特定健診の受診率向上に取り組んでおり、県内でも高い受診率となっている。その一方、がん検診の受診率やクーポン利用率は伸び悩んでおり、本村の総医療費に占める悪性新物質の割合は国や県を上回るなどがん患者が増加傾向にある。また、若年期から生活習慣病等の健康課題の予防を強化する観点から、40 歳未満の若年層を対象とした健診充実を図っていく必要があるが、これらを支える医療、保健福祉のコーディネーターとなる保健師の安定的な確保は大きな課題である。

村内診療所で対応が困難な救急患者に対するヘリコプター輸送については、日中はドクターヘリ、夜間は自衛隊の協力で行われているが、島内のヘリポートや慶良間空港に限らず、救急患者に近い場所での離発着が求められている。

### 〔その対策〕

離島住民にとって疾病の重症化を招くことは、退院後の通院に至るまで大きな負担を背負うことになるため、村民一人一人が「自分の健康は自分でつくり、自分で守る」という意識を持ち、健康的な生活習慣が定着するよう保健師を中心に専門機関や関係機関との連携を強化する。

現在実施している島外での専門医療受診時の渡航費補助を継続する。新型コロナウイルスやインフルエンザなど感染力の強い疾患のまん延を防ぐため、各種予防接種の助成事業を実施していく。

多様な課題を抱える住民一人ひとりに対し、医療に限らず気軽に相談できる体制の整備と適切な情報提供を一体的に推進するとともに、特定健診やがん検診の受診率向上、40 歳未満の健診充実に取り組む。

救急搬送体制については平成 27 年 10 月の消防指令業務の広域化に伴って強化されたが、ヘリポートの適正な維持管理に努めるとともに、村内でのランデブーポイント（場外離発着場）の整備に努め、安全かつ敏速に対応できる環境を整える。

### （３）事業計画（令和 8 年度～12 年度）

| 持続的発展施策区分 | 事業名<br>(施設名)                 | 事業内容                                                                                                                                                                  | 事業<br>主体 | 備考 |
|-----------|------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|----|
| 7 医療の確保   | (1) 過疎地域持続的発展<br>特別事業<br>その他 | 予防接種補助事業<br><b>【内容】</b><br>インフルエンザ等の予防接種に必要な費用の補助を行う。<br><b>【必要性】</b><br>感染力の強い疾患のまん延や重症化を防止し、住民の健康維持を図る必要がある。<br><b>【効果】</b><br>住民の健康促進や離島脆弱性を抱える離島医療体制への負荷軽減が期待できる。 | 村        |    |

### （４）公共施設等総合管理計画との整合

本計画では、「座間味村公共施設等総合管理計画」の方針と整合性を図りながら、地域の持続的発展につながる過疎対策の推進に努める。

## 9 教育の振興

### （１）教育の振興の方針

本村は一村に三島の有人島があり、各島に小中併置校 3 校を有している。

施設の老朽化に伴い耐力度が低い学校施設があり、現在、施設整備計画に基づき年次的に施設整備を実施しているが、全ての学校施設において長寿命化を踏まえ今後も継続していく必要がある。

また、GIGA スクール構想に基づき、校内の情報通信ネットワーク環境整備／施設整備を進め、ICT を活用した学習環境の充実を図っている。

これら小中学校はいずれも少人数で複式学級が増加する傾向にあるが、地域住民の協力のもとで離島校ならではの自然学習や歴史教育が行われ、生まれ育った島への誇りと愛着

を育んでいるため、将来の島を担う人材育成を視野に入れふるさと学習を支援する。

本村には高等学校がないため、長子の進学に際して母親が下の子を連れて転出するなど、二重生活を余儀なくされ、保護者の大きな負担になっていたが、高校のない離島出身者の経済的負担を軽減することを目的に平成28年4月に「県立離島児童生徒支援センター（むるぶし寮）」が開設された。しかし、まだまだ負担は大きく、今後も高校生の就学支援を継続していく。

また、児童生徒の各種大会への派遣や修学旅行等について、船賃や宿泊費など保護者の経済的負担が大きいため適切な補助を継続していく必要がある一方、村の財政も逼迫した状況にあることから、基金への積立てなど財源確保に努めていく必要がある。

幼児教育については、子育て支援の一環として、保育料金の無償化を継続していく。

「児童生徒交流センター」は、平成8年度に都市地区の小中学生と交流しながら本村小規模校の児童生徒の集団生活順応や社会性の養成を図るために整備されたものであるが、建築から27年経過し、長寿命化を踏まえた施設改修の検討及び調理設備や備品等の順次整備が必要である。

## （２）学校教育関連施設・教職員住宅

### 〔現況と問題点〕

令和7年5月1日現在の児童数は下記のとおりである。（ ）内は令和3年5月1日

|        |          |            |          |
|--------|----------|------------|----------|
| 座間味小学校 | 33名（42名） | 座間味中学校     | 19名（21名） |
| 阿嘉小学校  | 9名（19名）  | 阿嘉中学校      | 6名（7名）   |
| 慶留間小学校 | 11名（11名） | 慶留間中学校     | 3名（8名）   |
| 小学校計   | 53名（72名） | 中学校計       | 28名（36名） |
| 小中学校合計 |          | 101名（108名） |          |

学校施設のうち、主要棟の複数が整備後40年を経過しており、長寿命化計画を踏まえた施設整備を今後も継続していく必要がある。また、教職員住宅についても、3小中学校の教員宿舎の老朽化が著しく、離島での教員生活を快適に送るための住環境とはなっていない。

### 〔その対策〕

学校教育関連施設の基本である校舎や体育館については、児童生徒が安全で快適に学習・活動ができるよう、老朽化した危険校舎等について長寿命化計画を踏まえた耐力度調査、耐震診断を今後も継続し、改築事業及び大規模改造事業を実施していく必要がある。

令和7年度に実施した長寿命化計画の調査結果、慶留間小中学校体育館、座間味小中学校体育館は建て替えを行う必要がある。更に、老朽化が特に顕著である阿嘉小中学校教員宿舎、慶留間小中学校教員宿舎についても建て替えを実施する必要がある。

また、バドミントン大会など沖縄本島で行われるスポーツ大会や、音楽発表会などに参加する際の交通費、宿泊費などの派遣費用を補助し、離島で子育てする保護者の負担軽減を図



り、経済的に余裕のない家庭の子どもが参加できない事態を招かぬよう配慮する。

### （３）給食施設

#### [現況と問題点]

昭和 56 年度に座間味小中学校内に 3 校合同の学校給食共同調理場を建設し、完全給食を実施している。阿嘉、慶留間両島へは、行政連絡船による海上運搬を行っている。

給食施設は設置から 45 年経過していることから、調理場の狭隘化に加え衛生面においても課題があり、調理設備についても機器の老朽化に伴い故障が多くなってきているため設備の更新も必要となっている。

#### [その対策]

老朽化した施設の建て替えに際し、「(仮称) 複合施設」の実施計画を立案し、具体的な建築実施に向けた検討を進める必要がある。

### （４）幼稚園

#### [現況と問題点]

本村の幼稚園は 3 園あり、うち慶留間幼稚園は休園中である。少子化の影響もあり、入園者が減少してきている。

平成 6 年度に新增築した阿嘉幼稚園は設置から 32 年経過して一部劣化箇所もみられる。

#### [その対策]

阿嘉幼稚園園舎については、大規模改造等を検討していく必要がある。

### （５）集会施設

#### [現況と問題点]

社会教育事業や各種イベントの拠点として令和 2 年度に設置された「座間味村歴史文化・健康づくりセンター」は、令和 6 年度の指定管理移行により、民間事業者のノウハウ等を活用した住民サービスの更なる期待できる。また、各集落に集会施設があり、社会教育事業や住民のコミュニティづくりの場となっているが、各集会施設は老朽化が進行し、修繕頻度が増加している状況となっている。

| 施設名称               | 延床面積<br>(平方メートル) | 築年月                 |
|--------------------|------------------|---------------------|
| 座間味村歴史文化・健康づくりセンター | 1,798            | 令和 2 年 3 月 (2020)   |
| 座間味コミュニティセンター      | 236              | 平成 11 年 12 月 (1999) |
| 阿佐公民館              | 136              | 昭和 58 年 12 月 (1983) |
| 阿真公民館              | 136              | 昭和 60 年 3 月 (1985)  |

|              |     |                      |
|--------------|-----|----------------------|
| 阿嘉離島振興総合センター | 450 | 平成 2 年 7 月 ( 1990 )  |
| 慶留間へき地集会施設   | 174 | 昭和 63 年 1 月 ( 1988 ) |

[その対策]

各施設の存続、改修については、公共施設等総合管理計画に示す廃止、修繕、更新等の方針に沿って対応する。当面は、村民の安全利用のため、点検マニュアルを定めて外構、躯体、機械電気、各室、共用部分について定期的な調査・点検を行い、適宜耐震診断を実施する。

また、社会スポーツ振興と村民の健康増進のため、公園や村内外に開かれたトレーニング施設等の整備を図り、新たな交流拠点としてスポーツ合宿誘致にもつなげる。

( 6 ) 事業計画 ( 令和 8 年度～12 年度 )

| 持続的発展施策区分 | 事業名 (施設名)                 | 事業内容                                                                                                                     | 事業<br>主体 | 備考 |
|-----------|---------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|----|
| 8 教育の振興   | (1) 学校教育関連施設<br>校舎        | 慶留間小中学校屋内運動場改築<br>座間味小中学校屋内運動場改築                                                                                         | 村<br>村   |    |
|           | 教職員住宅                     | 阿嘉小中学校教員宿舎改築<br>慶留間小中学校教員宿舎改築                                                                                            | 村<br>村   |    |
|           | 給食施設                      | (仮称) 複合施設改築                                                                                                              | 村        |    |
|           | (2) 幼稚園                   | 阿嘉幼稚園園舎大規模改造                                                                                                             | 村        |    |
|           | (4) 過疎地域持続的発展特別事業<br>基金積立 | 各種大会選手派遣事業<br><br>【内容】<br>村外で開催されるスポーツ大会や文化事業発表会、県大会や全国大会等に参加する児童生徒に対し、交通費、宿泊費等の補助を行う。<br><br>【必要性】<br>離島の教育的ハンデ (競争意識が弱 | 村        |    |

|  |  |                                                                                               |  |  |
|--|--|-----------------------------------------------------------------------------------------------|--|--|
|  |  | い、芸術文化に対する知識が少ない等)を解消し、教育環境の充実を図る必要がある。<br><br>【効果】<br>離島の教育的ハンデの克服や将来的に地域を担う人材へ成長することが期待できる。 |  |  |
|--|--|-----------------------------------------------------------------------------------------------|--|--|

#### (7) 公共施設等総合管理計画との整合

本計画では、「座間味村公共施設等総合管理計画」の方針と整合性を図りながら、地域の持続的発展につながる過疎対策の推進に努める。

## 10 集落の整備

### (1) 集落整備の方針

座間味島には村の中心でもある座間味区をはじめ阿佐区と阿真区の2つの基礎集落の合計3集落がある。また、阿嘉島の阿嘉区を基幹集落として、橋でつながる慶留間島に基礎集落の慶留間区があり、座間味区と阿嘉区、慶留間区にそれぞれ小中併置校がある。近年住宅整備の進んだ阿真地区を中心に子育て世代の転入が増加したことで、座間味島(3集落)の人口は微増となっているが、阿嘉区、慶留間区においては人口が減少している。そのため、阿嘉区及び慶留間区の人口減少の歯止めをかけるため両区での住宅整備を進める必要がある。

行政、教育、医療、交通などの施設整備に関しては下表に示すとおりであり、三島にできる限り公平な設置と行政サービスを提供してきたが、村民全員がまったく同じサービスを受けられる環境にはない。

座間味島においては公共交通(村営バス)が3集落を循環しており、主たる乗客は観光客であるが、高齢者も通院や買い物に利用している。しかし、阿嘉島と橋でつながる慶留間島間には公共交通はないため、慶留間区民の利便性向上と、慶良間空港と阿嘉港をつなぐ足としても移動手段の確保を図る必要がある。

### (2) 集落整備

#### [現況と問題点]

定住促進を目的に昭和58年度から68戸の公営住宅の整備を各地域にて行ってきたが、本村には空き家や民間の集合住宅が少なく、いまだ不足の状態である。世界的に貴重なサンゴ礁域に位置し自然環境に恵まれた本村は、マリレジャーや宿泊業など観光業の働き手として本土から若者が多く移住し、この地で出会い結婚する例も多い。しかし空き家や賃貸

住宅が少ないことから村営住宅は常に満室状態であり民間アパートの高い家賃や、プレハブ一軒での子育て環境に耐えかねて、村外転出する家族もあり、人口流出の一因を成している。

また、村の振興に貢献が期待される単身者については公営住宅の入居条件を満たさず、家賃や広さが見合う住まいがないことから定住の妨げになっている。

整備から 20 年以上経過した公営住宅においては、雨漏りや建具の不具合が多数の世帯で発生し対応に苦慮している。

平成 31 年には阿真区に役場職員向けの職員宿舎を 8 戸、令和 2 年には阿真区と阿嘉区に定住促進住宅を各 6 戸整備、令和 6 年には阿真区に官民連携住宅を 12 戸整備したが、住宅不足はなお本村の課題である。

#### [その対策]

老朽化した公営住宅に関しては、建て替えや長寿命化を検討するとともに、今後の住宅需要を的確に把握し財政状況を踏まえ新たな公営住宅の建設や県営住宅の誘致、民間との協働による新たな手法による住宅整備など、定住促進のための快適な生活空間の提供を推進する。

#### ※村内の主要施設リスト

| 島名   | 集落名 | 施設                                                                                                                                                                            |
|------|-----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 座間味島 | 座間味 | 座間味村役場、座間味幼小中学校、座間味コミュニティセンター、座間味郵便局、座間味診療所、座間味保健指導所、座間味駐在所、座間味村歴史文化・健康づくりセンター、座間味観光案内所、座間味港、緑地公園グラウンド、座間味ダム、座間味港旅客待合所、座間味村漁協組合、古座間味ビーチ、森林体験交流施設、座間味クリーンセンター、座間味浄水場、座間味浄化センター |
|      | 阿佐  | 阿佐公民館、阿佐港、座間味村体験滞在交流促進施設、特産品加工センター                                                                                                                                            |
|      | 阿真  | 阿真公民館、阿真港、青少年旅行村、阿真ビーチ、児童生徒交流センター、座間味村体験滞在交流促進施設                                                                                                                              |
| 阿嘉島  | 阿嘉  | 座間味村役場阿嘉・慶留間出張所、阿嘉幼小中学校、阿嘉診療所、阿嘉郵便局、阿嘉港案内休憩所阿嘉漁港、阿嘉離島振興総合センター、座間味村保健センター、阿嘉大橋、阿嘉島クリーンセンター、阿嘉漁港旅客待合所、阿嘉浄水場、漁業集落排水施設、                                                           |
| 慶留間島 | 慶留間 | 慶留間小中学校(幼稚園は休園)、慶留間公民館、慶留間港、慶留間橋、農業集落排水施設                                                                                                                                     |
| 外地島  |     | 慶良間空港                                                                                                                                                                         |

## 11 地域文化の振興等

### (1) 地域文化の振興等の方針

古くは琉球と唐を往復する貿易船の船乗りを多く輩出し、また明治期には県内の鰹漁業発祥の地となり海洋民族としての誇り高い歴史をもつ本村には、独特の伝統行事が数多く残されている。旧暦三月三日に行われる座間味島の「流れ舟」(ナガリブニ)、阿嘉の六月ウマチーや獅子舞、秋の「海御願」(ウミウガン)などが今後も村民によって継承されるよう支援するとともに、映像に収めるなどして保存に努める。

また、本村は昭和20年3月26日、太平洋戦争において米軍が初めて上陸した地であり、「集団自決」という痛ましい歴史を後世に伝える使命を担っている。観光地として国内外の多くの人を訪れる今、海洋レジャーの拠点としてだけでなく、平和の発信地としての側面も周知を図る。

### (2) 地域文化の振興に係る施設

#### [現況と問題点]

本村では、旧家「高良家」(国指定重要文化財)、ケラマジカ(国指定天然記念物)の2件が文化財指定を受けており、それぞれ唐船貿易の歴史と貴重な自然環境を象徴する観光資源ともなっている。

海洋文化にまつわる有形・無形の文化財や、戦跡・戦争遺品などを調査し、保存整理を行い、村民だけでなく本村に平和学習等を目的に訪れる修学旅行生に対し、学びの場・学びの機会を提供することが望まれる。

#### [その対策]

国指定重要文化財である「高良家」、国指定天然記念物である「ケラマジカ」について、貴重な観光資源としての活用を図る。

また、海洋文化にまつわる文化財、戦争遺品などの貴重な資源を収集し、座間味村歴史文化・健康づくりセンターにある展示室等に展示し、観光資源としてだけでなく、学びの場として活用を図る。

## 12 再生可能エネルギーの利用の推進

### (1) 再生可能エネルギーの利用推進の方針

毎年の台風襲来時には必ず長時間の停電に見舞われる本村では、大規模災害時のエネルギー自給が喫緊の課題である。また、国立公園の村としてできるだけ電柱のない景観を保持しながら、集落外の観光ポイント(島の裏側に位置し、絶景が望める展望台など)に電力を供給することも、観光と防災を目的とした全村のWi-Fi化のためには不可欠である。

[現況と問題点]

本村のエネルギー自給率は低く、台風襲来時には停電が長時間続くことがしばしばある。夏場には多くの観光客も訪れるため、自然災害をこうむりやすい地域であるという負の特性を踏まえ、今後再生可能エネルギーの導入、エネルギー自給を推進する必要がある。

[その対策]

地域の景観や住民意見等に配慮したエネルギーの供給方法について検討するとともに、太陽光、風力、潮力をはじめ水素による電力貯蔵など最新の技術について幅広く情報収集し、地域環境に即した再生可能エネルギーの活用推進に取り組む。

## 13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

[現況と問題点]

本村は人口 1,000 人に満たない小規模離島であるが、座間味島、阿嘉島、慶留間島の三島に分かれて村民が居住しているという特徴があり、他の離島と比べて、行政負担は過大となっている。三島にできる限り公平な施設設置と行政サービスを提供してきたが、村民全員がまったく同じサービスを受けられる環境にはない。

行政サービスに格差が生じないための施策はもちろんのこと、それぞれの島の特色を生かしたまちづくりが求められている。

[その対策]

本村の豊かな自然資源や文化的資源を活用し、各島の特性を生かしたまちづくりを進めていく。また、過疎地域持続的発展特別事業を実施するための基金を創設し、活用する。

(1) 事業計画（令和 8 年度～12 年度）

| 持続的発展施策区分              | 事業名<br>(施設名)              | 事業内容                                                                  | 事業<br>主体 | 備考 |
|------------------------|---------------------------|-----------------------------------------------------------------------|----------|----|
| 12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項 | (1) 過疎地域持続的発展特別事業<br>基金積立 | 過疎地域持続的発展特別事業基金<br>(本計画で掲げた過疎地域持続的発展特別事業を実施するための基金)<br><br>各種大会選手派遣事業 | 村        |    |

事業計画（令和 8 年度～12 年度） 過疎地域持続的発展特別事業分

| 持続的発展施策区分                 | 事業名<br>(施設名)                              | 事業内容                            | 事業主体       | 備考                                                                                                                                                                      |
|---------------------------|-------------------------------------------|---------------------------------|------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 移住・定住・地域間<br>交流の促進、人材育成 | (2) 過疎地域持続的<br>発展特別事業<br>移住・定住            | しま暮らし体験事業<br>子育て世帯等移住経<br>費支援事業 | 村          | 移住・定住の促進により、将来に向け<br>た人口維持や地域コミュニティの維<br>持に資する事業であり、事業効果は<br>将来に及ぶものである。                                                                                                |
| 2 産業の振興                   | (3) 過疎地域持続的<br>発展特別事業<br>商工<br><br>観光     | 商工会支援事業<br><br>観光協会支援事業         | 村<br><br>村 | 村内事業者の安定経営や事業拡大に<br>おける新たな雇創出、主要産業であ<br>る観光産業の持続的発展に資する事<br>業であり事業効果は将来に及ぶもの<br>である。                                                                                    |
| 3 地域における情報<br>化の方針        | (2) 過疎地域持続的<br>発展特別事業<br>情報化、デジタル技<br>術活用 | 自治体D X推進事業                      | 村          | 本事業は、デジタル化による業務<br>効率化、住民サービスの利便性向上<br>に資する事業であり、事業効果は将<br>来に及ぶものである。                                                                                                   |
| 4 交通施策の整備、交<br>通手段の確保     | (9) 過疎地域持続的<br>発展特別事業<br>交通施設維持           | 道路台帳及び林道・農<br>道台帳再整備事業          | 村          | 本事業は、道路網の台帳情報電子化<br>による全庁的なページレジストリと<br>しての有効活用、行政事務効率化に<br>よる住民サービス利便性向上に資す<br>る事業であり、事業効果は将来に及<br>ぶものである。                                                             |
| 5 生活環境の整備                 | (7) 過疎地域持続的<br>発展特別事業<br>その他              | 公営企業法適用推進<br>事業                 | 村          | 本事業は、公営企業会計への移行<br>に向けて、例規や固定資産台帳の整<br>備等の事務作業を実施するものであ<br>る。生活に必要不可欠なサービスを<br>将来にわたり安定的に提供していく<br>ために、経営基盤強化と財政マネジ<br>メントの向上等を図ることを目的と<br>した事業であり、事業効果は将来に<br>及ぶものである。 |

|                        |                                      |                                                                       |   |                                                                                                        |
|------------------------|--------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------|---|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 6 医療の確保                | (1) 過疎地域持続的発展特別事業<br>高齢者福祉・<br>障害者福祉 | 社会福祉協議会運営<br>補助事業                                                     | 村 | 高齢者や障害者等の健康でいきがいのある生活を支援する事業であり、事業効果は将来に及ぶものである。                                                       |
| 7 医療の確保                | (3) 過疎地域持続的発展特別事業<br>その他             | 予防接種補助事業                                                              | 村 | 本事業は、医療提供体制が脆弱な本村において、村の安全を確保するとともに、住民負担を軽減し、住民サービスの向上に資する事業であり、事業効果は将来に及ぶものである。                       |
| 9 教育の振興                | (4) 過疎地域持続的発展特別事業<br>基金積立            | 各種大会選手派遣事業                                                            | 村 | 本事業は、各種大会を通して、将来の島を担う人材の育成に資する事業であり、事業効果は将来に及ぶものである。                                                   |
| 12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項 | (1) 過疎地域持続的発展特別事業<br>基金積立            | 過疎地域持続的発展特別事業基金<br>(本計画で掲げた過疎地域持続的発展特別事業を実施するための基金)<br><br>各種大会選手派遣事業 | 村 | 左記の事業について過疎地域持続的発展特別事業を実施するための基金を創設し、活用する。<br><br>本事業は、各種大会を通して、将来の島を担う人材の育成に資する事業であり、事業効果は将来に及ぶものである。 |